

—— 本則・細則 ——

P T A 規約

伊丹市立天神川小学校 P T A

— 2025年5月発行 —

[本 則]

第1章 総 則

第1条 名称および事務局

- (1) 本会は、天神川小学校PTAと称する。
- (2) 本会は、事務局を天神川小学校（以下本校という）内（兵庫県伊丹市荒牧南3丁目17番12号）におく。

第2条 目的および原則

- (1) 本会は、その会員である保護者と教職員とが、よい保護者、よい教職員になることに努めるとともに、社会の教育環境ならびに生活環境をつくりあげるためにお互いに協力して、家庭と社会における児童の幸福とその円満な成長を図ることを目的とする。
- (2) 本会は、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的としての活動を行わない。
- (3) 本会は、学校の教育方針および教職員の人事、その他管理には干渉しない。
また学校は本会を支配してはならない。
- (4) 本会は、教育を本旨とする民主的団体として自主的に活動し、他からの支配を受けてはならない。

第3条 活動

- 本会は、目的達成のため次の活動を行う。
- (1) よい保護者、よい教職員となるように努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を愛護する。
- (3) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (4) その他よい家庭、学校および社会をつくる上に必要な活動を行う。

第4条 細則

本会の運営に関する細則は別に定める。

第2章 規 約

第5条 会員の資格

本校に在籍する児童の保護者と校長及び教職員とする。

- (1) 保護者は本校に児童が入学又は転入した日をもって入会し、本校を卒業又は転出した日に退会する。
- (2) 教職員は本校に着任した日をもって入会し、教職員が退職した日又は本校から離任した日に退会する。
- (3) 会員はすべて所定の会費を納めて、目的を達するための事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を有する。
- (4) 保護者については、生徒が属する世帯を教職員については個人を単位として、一児童が属する場合、その世帯は一会員として取扱う。
- (5) 退会を希望する場合には書面にて退会の旨を当会に申請し、承諾を得なければない。退会の場合は既納の会費は返還しない。
個人的な理由でPTA活動ができず休会を希望する場合は、書面にて休会届を当会に提出し承諾を得なければならない。休会期間は事由発生日から事由消滅日までとし、当期末を越えての休会は認めない。休会の場合会費は支払うこととする。

第6条 会員はすべて平等の権利と義務とを有し、総会における各1個の表決権を有する。

- 第7条 本会の会員は、伊丹市PTA連合会、兵庫県PTA協議会、日本PTA全国協議会の役員、委員に選出される資格を有する。
- 第8条 本会の会員は、細則第2章にもとづく会費を納めるものとする。
- 第9条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「天神川小学校PTA個人情報保護法取扱規則」に定め、適正に適用するものとする。
- (1) 会長は次にあげるものを事務局に備えることとする。
会則および規約
総会、各委員会の議事録、活動報告書
会員名簿
役員名簿
- (2) 会長は第9条(1)に規定する書類の開示または提供の請求があったときは、開示または提供させるものとする。但し、個人情報保護法等の観点から開示または提供を断る適正な理由があったときには、この限りではない。
「天神川小学校PTA個人情報取扱規則」に基づいて行う。

第3章 総会

- 第10条 総会は全会員を以て構成され、本会の最高決議機関である。
- 第11条 総会の招集および成立事項
- (1) 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は毎年5月に開催し、臨時総会は会長が必要と認める時、または理事会の決議を経た場合に開催する。また、会員総数の3分の1以上よりの目的事項を示して請求ある時は、会長は20日以内にこれを招集しなければならない。
- (2) 総会は会員の3分の1以上の出席を以て成立する。ただし委任状も含む。
- (3) 総会の議題は、5日前に会員に通知しなければならない。
- 第12条 総会の決議事項
次の事項は総会の決議を経なければならない。
- (1) 活動報告および会計決算報告
(2) 役員の任免および会則の変更
(3) 活動方針および予算案の決定と報告
(4) 会費の変更
(5) その他本会の目的を達成するために必要な事項を決定すること
- 第13条 総会の議事は出席者の過半数で決定する。ただし賛否同数の場合は議長が決定する。

第4章 役員および委員

- 第14条 本会に次の役員および委員をおく。
- | | | | |
|------|-----------------|-----|-----|
| 会長 | 1名 | 書記 | 若干名 |
| 副会長 | 若干名 | 監査役 | 3名 |
| 顧問 | 若干名 (校長、執行部経験者) | 理事 | 若干名 |
| 専務理事 | 1名 (教頭) | 委員 | 若干名 |

会計 2名

第15条 役員の資格および任免

役員は本会の会員の中から選ばれ、新年度の活動方針および予算の編成にあたり、総会において承認を得なければならない。

第16条 役員および委員の選出

- (1) 役員の選出は選考委員会において選出する。
- (2) 会長、副会長、会計、書記および監査役の選出方法
 - (イ) 選考委員の構成
執行部によって選出される。
 - (ロ) 選考委員会は候補者の推薦を広く各地区から求める。
 - (ハ) 会長、副会長、会計、書記および監査役の選出をする。
(ただし、会計、書記は職務を兼任できる。)

- (3) 地区委員の選出
各地区の会員の中から30世帯につき、1名選出する。ただし、各地区の状況により考慮する。(1月～2月末日までに選出する。)

第17条 役員および委員の任期および解任

- (1) 役員および委員の任期は次期総会までとし、再選をさまたげない。
- (2) 役員および委員がその任期中にやむを得ない理由で辞任した時、運営に支障をきたすことのない時は、後任者の選出は次期総会まで延期することができる。
- (3) 役員および委員は任期終了後、後任者の決定するまで引き続きその職務を行うものとする。
- (4) 下記に該当するものは、総会で出席者の3分の2以上の決議によりこれを解任することができる。
・本会の業務を妨害または進行を妨げる行為を働くとする者。

第18条 役員および委員の任務

- (1) 会長は、本会を代表し、本会を総括するとともに、運営上必要な会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
- (3) 顧問は、会長が委嘱する。顧問は、本会の発展のために助言し、各会議、会合に出席して意見を述べることができる。
- (4) 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事および各正・副部長間の連携にあたり会務を担当する。
- (5) 会計は、本会の金銭の出納事務にあたる。
- (6) 書記は、議事録の作成と保管およびその他必要な業務を代行する。
- (7) 理事は、正・副部長が兼務し、本会の運営にあたる。
- (8) 地区委員は、地区会員の意思を反映し、地区活動および愛護部の活動業務を分担する。

第5章 会議および会合

第19条 役員会、理事会

- (1) 役員会は、会長、副会長、学校長、専務理事、会計、書記を以て構成し、本会運営上の企画、立案を行い、緊急事項について処理する。
- (2) 理事会は、会長、副会長、学校長、専務理事、会計、書記、理事を以て構成し、本会運営上必要な事項の連絡および地区委員より選出された事項その他を処理する。

第20条 実行部

この会に次の実行部をおく。

- (1) 愛護部 児童の安全をはかり教育環境の整備を推進する。

第6章 会計

第21条 会計

- (1) 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。
- (2) 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- (3) 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
- (4) 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第22条 本会の経費は、一般会計と特別事業基金に分かれ、本会の目的以外での使用は行わない。

第23条 剰余金については、分配を行わないこととし、次年度予算に繰越を行う。

第7章 会計監査

第24条 本会の経理を監査するために、3名（保護者2名、教職員1名）の会計監査役をおく。

第25条 会計監査は、年2回行い総会において報告する。

附 則 本会則は昭和53年5月14日より施行する。

昭和63年5月14日	一部改正
平成6年5月7日	一部改正
平成13年5月15日	一部改正
平成15年5月9日	一部改正
平成17年5月6日	一部改正
平成19年5月9日	一部改正
平成27年5月8日	一部改正
平成28年5月6日	一部改正
平成30年5月9日	一部改正
平成31年2月9日	一部改正
令和元年11月7日	一部改正
令和7年5月9日	一部改正

[細 則]

第1章 総 則

第1条 この規定は、本会の運営を円滑にし、目的達成を容易ならしめることを目的として、組織の運営に関する原則を定める。

第2条 この規定は、委員会の決議を経て改廃することができる。
但し、その都度会員に周知させるとともに次期総会に報告しなければならない。

第2章 会費納入に関する細則

第3条 会費は1ヶ月200円とし、徴収単位は児童数とする。

第3章 旅費に関する細則

第4条 会員が理事会の承認を経て本会公務の出張をする時は、必要な実費を支給する。
旅費の支給基準は次の通りとする。

- (1) 公共交通機関の運賃に準ずる。
- (2) 出張旅費の請求に当たっては、事前に行き先、日程について会長の承認を得、会計に提出する。

第4章 慶弔に関する細則

第5条 慶弔費給付の実施は会長および専務理事の責任とし、下記の該当者がある場合確認の上すべて本会一同の名を以て会長が贈る。

- (1) 本会の会員が死亡のとき 5,000円
- (2) 本会会員の配偶者、児童が死亡のとき 5,000円
- (3) その他会長および専務理事が必要と認めた時 適宜

第6条 病気・災害等、児童等の見舞いは理事会において必要と認めた時にこれを贈る。
児童が2週間以上入院した場合、5,000円またはこれに相当する品を贈る。

第7条 公務（本会活動）中に怪我・死亡等は本会則によらず、その都度理事会を開きこれを定める。

第8条 以上の給付を受けた者は、これに対する返礼はしないものとする。

第5章 転退職給付に関する細則

第9条 本会は、校長、教頭、教職員に対し、転退職ある場合、離任式において花束を贈る。

第10条 以上の給付を受けた者は、これに対する返礼はしないものとする。

第6章 P T A活動に関する細則

第11条 旗当番、下校見守り当番をP T A行事とする。

附 則 平成 9年5月17日 一部改正
平成11年5月10日 一部改正
平成21年5月 8日 一部改正
平成28年5月 6日 一部改正
平成30年5月 9日 一部改正

[天神川小学校 PTA 個人情報取扱規則]

(目的)

第1条 伊丹市天神川小学校 PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人情報の権利、利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は PTA 会長する。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は PTA 役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベースを取り扱う電子機器等などについては、ウィルス対策ソフトを入れるなど適正な状態で保管することとする。また、持ち出しする場合には、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産上の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の事項について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名

- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供をうける際の確認等)

第13条 第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を所得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(情報の開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「伊丹市天神川小学校 PTA 個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則 本規則は、平成30年5月9日より施行する。